

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆さまこんにちは。まだまだ残暑が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。体調に気を付けながら、コロナウイルスの感染にも重ねてご留意ください。
今回は、制度開始までおよそ一年となった「インボイス制度」について改めてご案内いたします。

インボイス制度について

◆インボイスとは

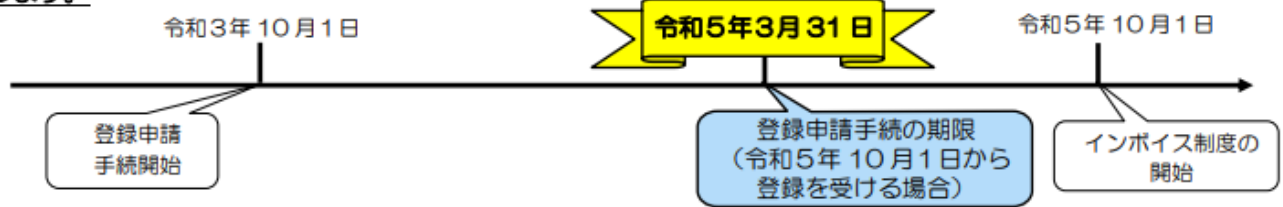
インボイスとは、「売り手が、買い手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

◆インボイス発行事業者登録制度

インボイスを交付できるのは、インボイス発行事業者に限られます。このインボイス発行事業者となるためには、税務署長に登録申請を行い、発行事業者として登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

《登録申請のスケジュール》

インボイス制度が開始される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります。登録申請後、審査に一定の時間を要しますので、早めの提出をお願いします。



(国税庁 HP「インボイス制度の概要 制度案内用リーフレット」より抜粋)

◆インボイス発行事業者の義務等(売手側の留意点)

インボイス発行事業者には、インボイスを交付することが困難な一定の場合を除き、取引の相手方(課税事業者に限ります。)の求めに応じて、インボイスを交付する義務及び交付したインボイスの写しを保存する義務が課されます。なお、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等については、記載事項を簡便なものとした「簡易インボイス(適格簡易請求書)」を交付することができます。

◆仕入税額控除の要件(買手側の留意点)

インボイス制度の下では、インボイスなどの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合を除き、一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350